

労働者派遣法第23条5項に基づき、下記の情報をお知らせいたします。
(対象期間；令和6年4月1日～令和7年3月31日)

① 派遣労働者の数	9 人
② 派遣事業所の数	5 社
③ 派遣料金の平均額	37,600 円
④ 派遣労働者の賃金の平均額	19,105 円
⑤ マージン率	49.2 %

マージンには派遣社員の通勤費、社会保険料、福利厚生費、教育訓練費などの諸費も含まれます。

⑥ キャリア形成支援に関する事項

- 新人研修
- 職制及び経験年数に応じたスキルアップ支援
- OJTリーダー研修
- 次世代幹部育成Biz-Ex
- e講義動画ライブラリー

⑦ 派遣労働者の待遇に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している（協定書の有効期限 令和8年3月31日）
協定労働者の範囲（システム開発業務に従事する者）

⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- ・社会保険への加入（健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険・介護保険・退職金）
- ・年1回の定期健康診断
- ・有給休暇制度